

(議院運営委員会)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三三三号)(衆議院提出)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成二十一年六月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当の額を一般職の職員に準じて暫定的に減額すること。

二、この法律は、公布の日から施行すること。